

日行連発第492号  
令和5年8月2日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令等の  
公布・施行について（周知）

今般、国土交通省において、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示が公布・施行され、当該省令等の施行に伴い、住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制の要件として、所定の講習の受講修了者が新たに認められるようになったとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【国土交通省ホームページ】

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令等が公布・施行されました  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo16\\_hh\\_000001\\_00061.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00061.html)

以上